

各 位

大阪市環境事業局

ごみ処理手数料について

平素は、本市廃棄物処理事業の円滑な運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方が排出されるごみの処理費用につきましては、本市条例で、収集運搬に要する手数料及び本市処理施設において処理する手数料を定め、事業者の責任として皆様方に収集・運搬及び処理の経費をごみの排出量に応じてご負担していただいております。

ところで、ごみの収集運搬手数料及び処理手数料につきましては、平成4年4月に改定を行い、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者が、本市処理施設へ搬入するごみの処理料金につきましては、平成10年7月1日付けで再改定を行いました。

許可業者といたしましては、この間一層経営努力を重ねてまいりましたが、大阪市の「ごみ処理手数料改定」に伴い、どうしても排出事業者の皆様方に適正な料金をご負担していただかねばならない状況にありますので、その旨をご賢察いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆ ごみ量の認定方法

ごみ量の認定は、本市条例（大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第30条第2項）に基づく「ごみ等有料処理事務取扱要領」で、次のとおり定めております。

平均比重1/3として算出する。具体的には、45ℓのポリ容器に入っているごみは15kg、90ℓの中継かごに入っているごみは、30kgを基準として処理量を認定する。

ただし、燃えがら・がれき等の重量物については、平均比重4/3として算出する。

◆お問い合わせ先

行 政 区	担 当 事 業 セ ン タ ー	電 話 番 号
北区・都島区	北部環境事業センター	351-4000
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	323-3511
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	913-3960
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	477-1621
天王寺区・東住吉区 中央区・浪速区	中部環境事業センター	714-6411
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	552-0901
東成区・生野区	東部環境事業センター	751-5311
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	685-1271
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	661-5450
平野区	東南環境事業センター	700-1750

◆収集料金の目安（所定の休日を除く毎日収集の場合）

ご み の 排 出 量	重 量 算 出	収集運搬料金
45リットルのポリ容器や袋 1 杯	15キログラム	360円
90リットルの中継かごや袋 1 杯	30キログラム	720円
120リットルのポリ容器や袋 1 杯	40キログラム	960円

なお、本市条例で定める収集運搬手数料は、10kgまでごとに240円です。